

高知市告示第3号

高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第3条及び第23条の規定に基づき、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの間に高知市が発注する測量設計、建設関連コンサルタント及び地質調査の一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和3年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格等

(1) 市内業者（高知市内に主たる営業所を有する者をいう。）

一般競争（指名競争）入札に参加することができる者は、一般競争（指名競争）入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、令和3年1月1日（以下「審査基準日」という。）において次のアからクまでに掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に参加する資格を有しない。

なお、有資格者が他の有資格者若しくは資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）と合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業の譲渡があった場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行うものとする。ただし、有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）が法人組織に変更した場合又は無資格者である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）があった場合において、営業の同一性が認められるときは、有資格個人の資格を承継するものとする。

ア 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 手形又は小切手の不渡事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

オ 審査基準日までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金又は国民健康保険料を滞納している者

カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がある者に限る。）

キ 高知市内に主たる営業所又は支店若しくは営業所等を有する事業者において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者及び個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者又は新規設立事業者のため高知市から個人住民税の特別徴収義務者として指定通知を受けていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしていない者

ク 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者

(2) 市外業者（市内業者以外の者をいう。）

一般競争（指名競争）入札に参加することができる者は、有資格者で次のアからカまでに掲げる登録を受けているものとする。ただし、審査基準日において前号アからカまでのいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に参加する資格を有しない。

なお、合併等の場合は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行う。

ア 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録

イ 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録

ウ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（建

築一般、意匠又は構造の部門に申請する場合のみ必要)

- エ 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録
- オ 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録
- カ 環境調査業務及び水質等分析業務 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録

2 提出書類

(1) 令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

(2) 添付書類

- ア 令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出書類一覧表
- イ 委任状（支店等への委任事項がある場合は添付）
- ウ 使用印鑑届
- エ 営業所等一覧表（市外業者のみ）
- オ 事業所等所在地見取図及び事業所等写真（高知市内に本社又は営業所等がある場合のみ添付）
- カ 営業所（支店）調書（高知市内に営業所等がある場合のみ添付）
- キ 測量等実績調書
- ク 技術者資格一覧表
- ケ 技術職員名簿
- コ 技術者実務経歴証明書
- サ 技術者等経歴書（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格を有する者がある場合のみ添付）
- シ 補償コンサルタント大臣登録及び補償業務管理士登録調査票（補償関係コンサルタントの業種を申請する市内業者のみ添付）
- ス 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- セ 代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
- ソ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書
- タ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）
- チ 社会保険料の納入確認（証明）書（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について滞納がないことが分かる確認書又は証明書）
- ツ 国民健康保険料完納証明書（滞納がないことが分かる証明書。高知市の場合は市税等の納税証明書に含まれる。）
- テ 財務諸表
- ト 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（対象者のみ添付）
- ナ 暴力団の排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ニ その他市長が必要と認める書類

3 受付期間

令和3年2月1日から同年3月1日まで。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合及び合併等の場合を除く。

4 受付場所

高知市役所総務部契約課（高知市上下水道局企画財務課を経由する方法により、資格審査申請書を提出することも可能）

5 申請方法

- (1) 郵送によるものとする。
- (2) 高知市及び高知市上下水道局両方に申請する場合は、両方の申請書をまとめていずれか1か所の窓口にて提

出するものとし、その際、1部は原本、1部は写しとする。ただし、両方への申請内容が異なる場合は、それぞれの窓口で原本を提出するものとする。

6 資格審査の結果の公表及び通知並びに資格の取消し

(1) 審査の結果、市長が資格を有すると認めた者は、資格者名簿に登載し、高知市役所総務部契約課において公表するものとし、契約課ホームページへの資格者名簿の掲載をもって審査結果の通知とする（掲載日：令和3年5月27日（予定））。

(2) 市長は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

ア 審査基準日以後に第1項第1号アからエまで及びクに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

イ 測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

7 資格の再審査

次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した有資格者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合において、有資格者の申請により、再度資格審査を行うものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者

8 指名停止等

市長は、有資格者が業務等について不誠実又は法令違反等の行為があったときは、別に定める基準により指名停止等を行う。

9 測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請内容の変更

測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出した後、申請内容に変更があったときは、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。